

axisnews

アクシスグループ

7

2025

COLUMN

先代の悩み
「後継者に任せるのが怖い！」について



知りたいあれこれ Q&A

贈与税の非課税制度とは？3つの特例と注意点

今月の助成金

キャリアアップ助成金 - 賞与・退職金制度導入コース -

先代の悩み「後継者に任せるのが怖い」葛藤と向き合うには？

Introduction

2025年1月末に開催した先代・洋一さんと事業承継相談セミナーでは、親子関係・後継者の選定と育成・承継の進め方・承継後の関わり方という5つのステップについて、皆さんからの質問も交えながら、それぞれの場面を感じたことをお話ししました。印象に残った気づきやエピソードを数回に分けてご紹介したいと思います。最終回となる今回は先代の悩みでもある「後継者に任せるのが怖い！」を当社ではどのように解決したのかについてお話しします。



01 先代の接し方は「北風と太陽」

まず、先代の後継者に対する接し方については、「放っておく」のが最善策かもしれません。「放置する」と言ってもいいかもしれませんが、基本的に先代は、会社の経営に関する数字だけを見ておいて、よほど大きな間違いや問題がない限り、基本的に「見るだけ」というスタンスでいることがよいと思います。それでもやはり「放っておくのは怖い」という話になりますよね。これについて、実際に事業承継を行った私と先代の経験から言えることは、「本当に放っておかれると、後継者は怖くなって相談してくるものだ」ということです。特に、重大な決断の時には必ずと言っていいほど相談してくるはずです。

私の場合も、先代は基本的には何も言ってくらなかったのですが、本当に放置でした。放置されると「これ、どうしようかな」と迷った時に、電話をかけた時に行ったりして、先代の意見を聞いておきたいとなるわけです。まさに「北風と太陽」のように、放っておかれた方が大事な時に相談してきます。これが、もし普段から「あじやないかな、どうじゃないかな」と事細かに指摘されていると、「大事な話だけれど、言ったらまたうるさ

く言われるから、言わないでおこう」という心理が働き、相談しなくなってしまうと思います。この点については先代も実感していたようで、「放っておいたら怖くなって相談に来ますから、安心してください」と、セミナーに参加してくださった経営者の皆さんにお伝えしていました。(笑)

また、先代である父は数字を見ることが以外にも、会社に来た際に「会社の活気」を見ていて感十足です。従業員の雰囲気やお客さまの様子などから、変化を感じ取っていたとのことでした。このように、先代は数字と社内の活気という非常にマクロな視点で会社を見守り、その他の細かい点については「困ったときは相談してくると分かっているから任せている」というスタンスをとっていたのです。

02 後継者は「経営者」だと思わずに

次に、後継者はどのような心持ちでいればよいのか、私の経験からお話しします。結論からお伝えすると「自分のことを経営者だと思わずに」ということです。真面目な後継者でも「何でも自分でできなければいけない」「後継者でもできて当然」と思いがちですが、そのプレッシャーが「そんなこと言わなくても分かっている！」という先代からの期待や従業員との壁を生んでしまいます。しかし、外野や従業員の視点から見れば、一人で完璧を装う人よりも、分らないことを素直に認める、先代や従業員の手を借りられる人が、よほど信頼できます。足りない部分を認め、周りの知恵を活かせる人の方が安心感があるのです。

そもそも、創業でさえ最初から完璧だったわけではありません。先代である父も「生活のために必死で、分らない壁にぶつかりながらやってきただけだ」と語っていました。出来上がった組織を引き継ぐからこそプレッシャーを感じるものですが、創業も脱行縮減の連続だったのです。そう思うと、更に肩肘を張る必要はないと気づくはずです。私も以前は「分らない」と言いたくない、言ってはいけないという気持ちがありましたが、考え方を変えてからは素直に相談できるようになりました。その方が頼られた先代も喜び、親子関係も、従業員との関係も円滑になります。肩の力を抜き「頼る勇氣」を持つことが、良い経営への第一歩です。

もうひとつ、セミナー内で「仕事とプライベートで、親子の関わり方を変えていますか？」という質問をいただきました。先代は「プライベートとの区別はなし」と話していましたが、後継者の立場からすれば、四六時中仕事の話をされるのは正直しんどいものです。私も結婚後で週間に1回実家にいた期間もありましたが、まるで寝る間以外、常に上司と一緒にいるような状態で、心が休まらずでした。しかも聞かれるのは悩ましい問題ばかり。これらは後継者は皮肉に思ってしまう、かえって大切な相談もしづらく、親子関係を亀裂が入りかねません。円滑な関係を保つためには、親子であってもプライベートな時間は意識的に距離を置き、お互いの時間を持つことが不可欠ではないかとお話。

これまで計4回にわたり、事業承継についてお話ししてきました。この記事を通じて、事業承継に悩む多くの方にとって、少しでも承継に役立つヒントが見つければ幸いです。



YouTubeでも配信しております。
こちらをご覧ください。

COLUMN

先代の悩み 「後継者に任せるのが怖い！」について

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆

アスクスグループ代表 川原 広平



2025年 開催セミナー

AXIS COMMUNITY



出会いと学びが加速する! アクシスコミュニティ

【2025年開催】セミナー年間スケジュールのご案内

アクシスグループでは経営に役立つ様々な分野でセミナーの開催を予定しております。どなたでもどの回でもご参加いただけます! 各セミナーの詳細については、以下の通りです。ご参加お待ちしております。

各セミナー共有事項

開催時刻 14:00~15:30 ※セミナー開始の15分前から受付を開始します。

参加形式 ・リアル会場 / 税理士法人アクシス本社(徳島県徳島市北島町1丁目3-3)
・オンライン(ZOOM※前日に視聴URLをお送りします。)
※創業アカデミーについては、リアル会場での開催となります。

参加費 無料

駐車場 40台(満車の場合は、第2・第3駐車場へのご案内となります。)

申込締切 セミナー前日正午まで(それ以降はお電話での受付となります。)

お問い合わせ



【本 社】徳島県徳島市北島町1-3-3
営業時間：平日9時~18時(土・日・祝日を除く)
☎ 088-631-8119

本セミナーは1年間の開催を予定しておりますが、やむを得ない事情により、一部変更となる可能性があります。ごめいすので、ご了承ください。万が一変更になった場合はLINEやHPにてお知らせします。

【第2回】事業承継・M&A セミナー

8/27 (水) 14:00~15:30

中小企業 M&A のリアル!

仲介会社2社の実務
リーダーが登壇



アクシスグループ代表
税理士・公認会計士
川人 広平

親族内承継の実体と M&A の基礎、仲介会社の選び方や対策まで、事業承継を成功へ導くための実践的な知識をお届けします。「そろそろ本気で考えたい」「何から始めればいいか不安」という方に、事業の未来を考える第一歩としてご活用ください。



※お申込み方法 / QR コード

※左記の QR コードを読み取って、詳細ページよりお申込みください。

Next Schedule

第4回/11/19(水) 事業承継税務

【第3回】創業・経営アカデミー

8/21 (木) 14:00~15:30

法人と個人、税務の違いを徹底比較!

事業形態でこんなに変わる
税務の新常識



アクシスグループ
顧客サービス部 経営戦略課
マネージャー 有松 伸浩

起業を目指す方や創業期の経営者が、事業の立ち上げから運営の安定までに必要な実践的な知識をお伝えするセミナーです。資金調達や事業計画の基礎、経理・税務・人事労務など、安定した経営に役立つスキルを身につけていただけます。



※お申込み方法 / QR コード

※左記の QR コードを読み取って、詳細ページよりお申込みください。

Next Schedule

第4回/10/15(水) 創業期の人事労務と従業員管理の基礎

【第3回】会社を成長させる労務セミナー

8/6 (水) 14:00~15:30

よくある労務トラブルと効果的な対策法

労働法に基づいた、最適な
対応法とは?



社会保険労務士法人
アクシス 川崎 菜々子

頻発に行われる法改正や規制の進展に、対応が追いつかず、不安を感じることはありませんか? 各回「ここだけは押さえておきたい」ポイントに絞って解説します。



※お申込み方法 / QR コード

※左記の QR コードを読み取って、詳細ページよりお申込みください。

Next Schedule

第4回/9/11(木) 給与の悩み解決! 給与、手当、残業代の計算、社会保険のポイント

第5回/11/13(木) 労働時間管理の基本と実務への活用

【最終回】会社を成長させる経理セミナー

10/9 (木) 14:00~15:30

事務業務の効率化とミス防止テクニック

時間を短縮し、正確性を
向上させる経理の工夫



アクシスグループ
顧客サービス部 代行経理課
マネージャー 笠井 博也

経理は、会社のお金を正しく管理し、円滑な運営を支える大切な仕事。本セミナーでは「基礎編」「業務改善編」「実践編」の3ステップで、経理の基本から現場で使えるスキルまでをわかりやすく学べます。



※お申込み方法 / QR コード

※左記の QR コードを読み取って、詳細ページよりお申込みください。

Live

「アクシス公式LINE」からもお申込み可能です!



アクシス公式LINEでは最新セミナーの他、経営に役立つ情報を随時配信しております。ぜひご登録ください。

※左記のQRコードよりご登録ください。



知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報
を発信していきます。

今月の講座

「贈与税の非課税制度とは？3つの特例と注意点」

Q & A

No.68

一贈与税の非課税制度とは？3つの特例と注意点一

個人から贈与により財産を取得したときにかかる贈与税。年間の限度額が110万円までとされていますが、中には非課税になる贈与税があるのをご存じでしょうか？今回はこの3つの特例と注意点についてご紹介いたします。

Q. どのような特例があるの？

A. 1つ目は「住宅取得等資金の非課税制度」です。住宅の取得資金や現在居住している住宅の増改築資金を父母や祖父母など直系尊属から贈与の際、省エネ等住宅の場合には1,000万円まで、それ以外の住宅の場合には500万円までが非課税となります。この制度は住宅や土地そのものを売る場合や住んでいる住宅の増改築に使うことができ、仲介手数料などの付随費用に充てることはできません。また、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住しないとけないので、贈与のタイミングも注意しないとけません。さらに、この制度の適用は2025年12月末までとなっており、時期にも注意が必要です。

2つ目は「おしどり贈与」です。これは結婚20年以上の夫婦間で、住宅本体の購入資金や住宅そのものの贈与について2000万円までは非課税となる特例です。生前に贈与することで相続税の対策をするひとつの方法でもあります。しかし、同じ配偶者に対して1回限りで、贈与を受けた人が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその不動産に居住してその後も引き続き居住する見込みであることが必要要件です。

Q. 教育費にも使える特例があるの？

A. あります。それが「教育費用の一括贈与の非課税制度」です。直系尊属から教育費用として使う金銭を贈与することによって1500万円まで非課税となります。注意点として、この制度の適用が2025年3月末までということ、そして、資金は直接相手に渡してはならず、教育資金口座の開設等を行った上で、信託銀行や銀行などに預ける必要があります。資金はその信託銀行等でやり取りをする必要があります。

Q. 贈与税についてさらに具体的に知りたいときは？

A. アクシスでは、随時相談を受け付けておりますのでお問い合わせください。公式LINEは、LINEの検索で「税理士法人アクシス」と入力いただければ出てきますし、アクシスのホームページからもご登録いただけますので、是非ご登録ください。

LINE公式アカウント

アクシスでは、会計や労務、相続などお客様のお悩みに沿ったご提案をしております。初回は無料でご相談を承っておりますのでお気軽にお問い合わせください！

また、弊社ではより多くのお客様に必要な情報をタイムリーにお届けするためLINEの公式アカウントを開通しております。LINE検索で「税理士法人アクシス」と入力いただくか、QRコードからご登録いただけます！



税理士法人アクシス

LINE

お問い合わせはこちらまで

アクシスグループ

088-631-8119

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

キャリアアップ助成金 - 賞与・退職金制度導入コース -

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば嬉しいです！

キャリアアップ助成金

- 賞与・退職金制度導入コース -

*「キャリアアップ助成金(賞与・退職金制度導入コース)」とは？

有期労働者やパートタイム労働者などの非正規雇用労働者に対して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立を実施した場合に助成されるものです。

1 支給対象となる事業主

キャリアアップ計画に基づき、以下の全てを満たしている事業主が対象となります。

- 就業規則または労使協約の定めるところにより、その雇用するすべての有期雇用労働者等に関して、賞与もしくは退職金制度(※1)または、その両方を新たに設けた(※2)事業者であること。
※1：在職年数等に応じて支給される退職金を積み立てるための制度であり、積立金や掛金等の費用を全額事業主が負担することが規定されているものに限ります。
 ※2：個別給付に支給していた賞与制度を退職金制度等において設定した場合は支給対象となります。(退職金制度も同じ)
- 1の制度に基づき、対象労働者1人につき月に掲げる (a) もしくは (b) またはその両方に該当する事業主であること。
 (a) 賞与については、6ヵ月分償還として60,000円以上支給した事業主
 (b) 退職金については、1ヵ月分償還として3,000円以上若しくは6ヵ月分または6ヵ月分償還として15,000円以上積立した事業主
- 賞与もしくは退職金制度またはその両方をすべての有期雇用労働者等に適用させた事業主であること。
- 賞与もしくは退職金制度またはその両方を初回の賞与支給または退職金の積立て後6ヵ月以上運用している事業主であること。
- 賞与もしくは退職金制度またはその両方の適用を受けるすべての有期雇用労働者等について、適用前と比べて基本給および定額で支給されている諸手当(※1)を減額していない事業主であること。
※1：手当の名称は問わず、実質併償的なものや毎月の状況により変動することが見込まれるものも含みます。
- 退職金制度を新たに設ける場合は、支給決定後に積立金等が確認できる書類を提出することに同意している事業主であること。

2 対象となる労働者

本コースにおける「対象労働者」は、申請事業主が雇用する次の(1)～(4)の全てに該当する労働者です。

- 賞与もしくは退職金制度またはその両方を新たに設けた日(制度施行日、以下「新設日」という)の前日から起算して3ヵ月以上前日から新設日以降6ヵ月以上の期間(新設日以降について勤務をした日が11日未満の月を除く)継続して、支給対象事業主に雇用されている有期雇用労働者等であること。
- 賞与もしくは退職金制度またはその両方を新たに設け、初回の賞与の支給または退職金の積立てをした日以降の6ヵ月間、当該対象適用事業所において、雇用保険被保険者であること。
- 賞与もしくは退職金制度またはその両方を新たに設け適用した事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者であること。
- 支給申請日において雇職(本人の新会による雇職および天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったことまたは本人の責めに帰すべき理由による雇職を除く)していない者であること。

3 助成金額

1 事業者あたりの助成額は以下のとおりです。

制度 企業規模	賞与又は退職金制度の いずれかを導入	賞与及び退職金制度を 同時に導入
中小企業	40万円	56万8,000円
大企業	30万円	42万6,000円

※過去に『旧障害者雇用促進法コース』および『旧障害者雇用促進法共通コース』の助成金の支給を受けている場合は、本コースの支給対象外となります。
(健康診断制度を新たに設け、実施した場合の助成のみを受けている場合を除く。)

※1 事業者あたり1回のみです。

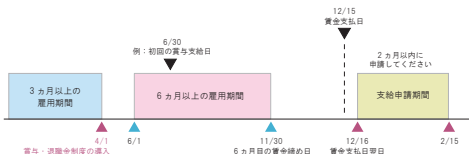
4 支給申請期間

対象労働者に、初回の賞与の支給または退職金の積立後 6 か月分の賞与を支給した日(※)の翌日から起算して 2 か月以内に申請してください。

- 就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、6 か月分の時間外手当が支給される日とする(時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含む。)
- 勤務をした日数が11日未満の月は除く。ただし、有給休暇等の労働対価が全額支給された日は出勤日と見なす。
- 初回の賞与の支給または退職金の積立をした日が賞与支払日と同日の場合は、その翌月の賞与支払日から起算して6 か月分の賞与を支給した日。

つまり 初回の賞与支給日が6月15日の場合、6 か月分の賞与を支給した日は12月15日となり、その翌月から2 か月以内が申請期間となります。

支給申請期間のイメージ 例)賞金締日が月末で、賞金支払日が翌月 15 日の事業場の場合



加算に係る留意点

加算を受ける場合、賞与制度と退職金制度を同時に導入(新たに就業規則に規定)する必要がありますが、初回の賞与の支給日と初回の退職金積み立て日が同日である必要はありません。
なお、支給申請期間は初回の賞与または退職金の積み立て日のいずれか遅い日から 6 か月分の賞与を支給した日の翌日から起算して 2 か月以内となります。

詳細は、以下の厚生労働省HP(キャリアアップ助成金)よりご確認ください。



◀こちらのQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

アクシスグループ

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
川人広平公認会計士事務所
株式会社徳島経理代行センター
株式会社高松経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【 本 社 】	【 吉野川支店 】	【 高松支店 】	【 東京支店 】
〒770-0051 徳島県徳島市北島田町 1丁目3-3 TEL:088-631-8119 FAX:088-632-6543	〒776-0005 吉野川市鴨島町善本字宮北 465番地1 TEL:0883-26-0182 FAX:0883-26-0187	〒760-0079 香川県高松市松崎町 1108-3 TEL:087-814-5875 FAX:087-814-5876	〒140-0002 東京都品川区東品川 5丁目9番6 1109号